

**「全国体力・運動能力、運動習慣等調査を活用した  
詳細分析」**

**仕 様 書**

**令和 8 年 6 月 26 日  
スポーツ庁政策課**

## I 委託事業名

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査を活用した詳細分析」

## II 事業の目的

全国的な子供の体力・運動能力や運動習慣等の状況を分析することにより、国における子供の体力向上や運動習慣等の改善に係る施策の成果と課題を検証するとともに、その結果を教育委員会や学校における子供の体力向上や体育授業における取組の充実・改善に役立てる。

## III 事業内容・委託仕様

全国体力・運動能力、運動習慣等調査を活用した詳細分析を実施するための業務について、以下により実施するものである。

### 1 委託契約期間

委託契約終結日 ～ 令和9年3月31日

### 2 契約件数及び事業規模等

(1) 契約件数：1件

(2) 事業規模：35,000千円（税込）を上限とする。

### 3 委託事業の内容

「II 事業の目的」を踏まえ、以下のとおり業務を実施すること。また、業務の進捗状況等は適宜スポーツ庁に共有するとともに、打ち合わせの際は、その記録を作成、スポーツ庁に提出すること。

#### (1) 有識者委員会の運営

本事業を進めるにあたって、分析する内容の検討や各種データの分析等を行うために、スポーツ庁と協議の上、体育分野や統計学等の有識者6名以上から構成される有識者委員会を設置し、3回以上開催すること。また、委員委嘱、日程調整、会場確保、会議資料の作成・準備、議事録の作成等、委員会の運営及び有識者に対する謝金、旅費、会議費の支給等の事務局業務を行うこと。なお、有識者委員会にはスポーツ庁職員も出席するため、適宜スポーツ庁と連携を図り遂行すること。

有識者への謝金・旅費の額は、以下の金額を参考に積算すること。

謝金（税別）：@14,200円

旅費（税別）：@18,000円

※上記の単価をもとに想定している委員の人数や委員会の回数等を踏まえて積算すること。

※旅費の単価については、概算額であり、実際は実費精算とする。

#### (2) データ分析

スポーツ庁が提供する平成20年度から令和8年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果のローデータを活用して、運動習慣、運動意欲、生活習慣等の関係性を分析すること。具体的な分析内容や分析方法等は、スポーツ庁と協議の他、有識者委員会において決定する。

なお、分析にあたっては、例年行っている全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果報告書とは、異なった視点で、より詳細に分析すること。  
(全国体力・運動能力、運動習慣等調査 調査結果：スポーツ庁)

※令和8年度調査結果データについては9月下旬頃スポーツ庁より貸与予定

(想定している分析内容の例)

①運動習慣、運動意欲、生活習慣等の相関関係（将来の運動・スポーツ実施意欲に影響を与える基盤的要素含む）に関する分析

運動意欲、運動習慣、生活習慣等の諸要素の相互関係に着目し、それぞれがどの程度関連し合っているのかを明らかにするとともに、スポーツの実施状況等に関する世論調査等の他の調査結果も踏まえて、将来の運動・スポーツ実施意欲に影響を与える基盤的要素に関して分析する。

あわせて、体力合計点に影響を与える要素についても分析を行う。

②小学5年生から中学2年生における運動習慣、運動意欲、生活習慣等の変化に関する分析

運動習慣、運動意欲、生活習慣等について、小学校から中学校にかけての発達段階の過程において、①で整理した要素の変化について分析する。

③近年の運動習慣、運動意欲、生活習慣等の変化に関する分析

運動習慣、運動意欲、生活習慣等について、新型コロナウイルス感染拡大前後で変化したかどうかという観点から、①で整理した要素の変化について分析する。

(3) 現地調査等による事例収集

スポーツ庁と協議の上、特徴ある結果が見られた学校への実地調査等を行い、効果的な取組の事例収集を行うこと。（対象：小・中学校（特別支援学校含む）各2～3校）

(4) 経年のデータセット及びデータプログラムの作成

スポーツ庁が提供する平成20年度から令和8年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果のローデータを使用して、経年のデータセットや分析データプログラムを作成すること。作成するデータセット及びデータプログラムの内容についてはスポーツ庁と協議の上、決定する。

(想定しているデータセット、データプログラム内容の例)

- ①今後の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の経年比較及び分析を効率的に行うため、これまでの調査報告書において経年変化で示されるデータ（体力合計点や総運動時間等）について、平成20年度から令和8年度までのデータを統合したデータセットを作成すること。
- ②これまでの調査報告書において都道府県別集計がなされているが、地域別の経年変化がわかるよう、平成20年度から令和8年度までの都道府県別データを統合したデータセットを作成すること。
- ③主に①②で作成したデータについて、データプログラムを作成する。データプログラムには、以下の内容を含むものとし、職員が年度データを追加することにより、各分析結果が自動更新される仕組みとすること。
  - ・集計機能（全国平均、地域別、学年別、学年別かつ性別等）
  - ・経年変化分析機能
  - ・可視化機能

(5) セキュリティ

- ①各工程においてセキュリティポリシーの徹底を行うことにより、情報漏えい等、不具合の発生を防止すること。
- ②事業全体を通して機密の保持や個人情報の取扱の遵守を図るために必要な措置を講ずること。
- ③分析に当たっては、エラーの軽減や情報漏えい防止のための措置を十分講ずること。
- ④各工程で発生した調査に関する資料について、スポーツ庁が指定する時期に、適切に廃棄すること。特に、個人情報及び機密情報については確実に廃棄するとともに、廃棄段階までの状態を追跡可能とすること。
- ⑤事業全体を通して想定されるリスク（個人情報及び機密情報に関する破損・紛失・漏えいなど）を最小化するための方策を講ずるとともに、緊急事態や不測の事態に対応するための対応マニュアルを作成し、その履行に必要な体制を整備すること。

(6) 事業全体の連携・マネジメント

- ①事業の各工程の連携を図るとともに、全体のマネジメントを適切に行うこと。本仕様書に示す業務を確実に実施する体制を確立すること。
- ②事業のスケジュール・進捗状況や経理状況を適切に管理するとともに、事業全体の業務分担、関係機関との間の役割や責任を明確化すること。
- ③事業の各工程の実績を記録し、スポーツ庁に提出すること。

(7) 成果物

- ①(1)、(2)及び(3)での分析を踏まえて、データの誤りがないか精査した上で、分析報告書（紙冊子及び電子書籍）を提出すること。なお、紙冊子報告書は50部、電子書籍はPDFファイル（10MB以内）で提

出すること。

※報告書には、分析に使用したデータ、分析方法、分析結果、抽出方法、参考資料等、具体的に記載すること。

- ②データの誤りがないか精査した上で、(4)で作成したデータセットを提出すること。データセットは、電子媒体(Microsoft Excel等)によって提出すること。
- ③データの誤りがないか精査した上で、(4)で作成したデータプログラムは、職員が容易に利用可能なものとし、操作手順書もあわせて提出すること。

(8) 納入期限  
令和9年3月31日

(9) 納入場所  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 スポーツ庁政策課企画調整室  
※データ納品については、スポーツ庁政策課企画調整室  
(skikaku@mext.go.jp)

#### 4 応札者に求められる要件

##### (1) 要求要件の概要

- ①本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2)要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ②要求要件は、必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③「◆」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価は別添の総合評価基準に基づくものとする。

##### (2) 要求要件の詳細

###### 1 業務の実施方針

###### 1-1 事業内容の妥当性、独創性

---

- ◆1-1-1 本事業内容について、全て提案されていること。  
〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕

- ◆1-1-2 事業スケジュールが仕様書に示す各事項を踏まえた内容となっていること。

###### 1-2 実施方法の妥当性、独創性

---

◆ 1-2-1 スポーツ庁の趣旨を踏まえた実施内容となっている。  
〔実施方法に事業成果を高める工夫があれば、その内容に応じて加点する。〕

◆ 1-2-2 実施項目・実施手法が明確であること。

#### 1-3 作業計画の妥当性、効率性

◆ 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

### 2 組織の経験・能力

#### 2-1 組織の類似業務の経験

2-1-1 過去に類似の事業を実施した実績があれば内容に応じて加点する。

#### 2-2 組織の事業実施能力

◆ 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。

2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。

◆ 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

#### 2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制

2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。

### 3 業務従事予定者の経験・能力

#### 3-1 業務従事予定者の類似調査業務の経験

3-1-1 過去に類似の事業を実施した実績があれば内容に応じて加点する。

#### 3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性

◆ 3-2-1 事業内容に関する知識・知見を有していること。

3-2-2 事業内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。

### 4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

#### 4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、女性活躍推進法にもとづく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラ

チナくるみん認定企業)又は次世代法にもとづく一般事業主行動計画(令和7年4月1日以後の基準)策定(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る)

○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定を受けていること

○スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカンパニーの認定を受けていること。

## 5 賃上げを実施する企業に関する指標

### 5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば望ましい。(いずれかを応募者が選択するものとする)

5-1-1 入札者である中小企業※2等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 入札者である中小企業等が契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業とは、法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

## 5 検収

スポーツ庁は、受託者が納入した納入品につき、仕様書の記載事項が満たされていることを、スポーツ庁、受託者双方の立会いのもとで確認したことをもって検収とする。なお、委託費については、額の確定を行うものとする。

## 6 守秘義務

受託者は、本調査事業の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏えいしてはならない。

受託者は、本調査事業に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

## 7 届出義務

受託者は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかにスポーツ庁へ届け出ること。

## 8 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

## 9 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を比較する。

・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」を比較する。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は、詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

## 10 利益控除

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

## 11 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行い決定するものとする。

